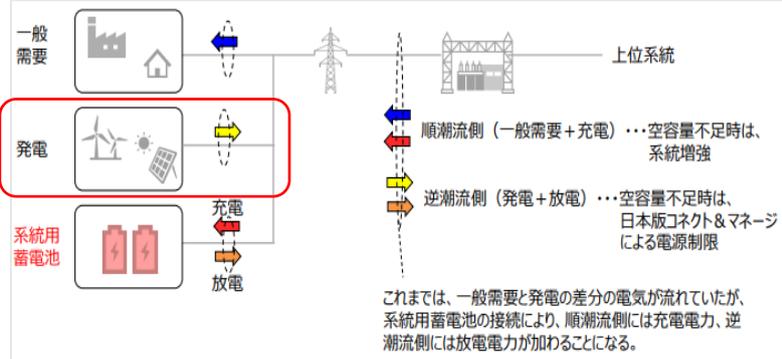


国における再エネ関連委員会等開催状況

月日	内 容
9/9	<p><a href="https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/solar_portal/program.files/220909taiyokogaiyo.pdf">東京都「カーボンハーフ実現に向けた条例制度改正の基本方針」策定</a>  <a href="https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/solar_portal/program.files/220909taiyokogaiyo.pdf">https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/solar_portal/program.files/220909taiyokogaiyo.pdf</a>                      出典：東京都環境局ウェブサイト</p> <p>東京都は、「<b>カーボンハーフ実現に向けた条例制度改正の基本方針</b>」を策定。                      環境確保条例改正に係る制度強化・拡充の方向性を示すもので、今後条例改正案の作成に向け、準備が進められる。(下図)</p> <p>年間都内供給延床面積が合計2万㎡以上の住宅供給事業者を対象とし、一定の中小規模新築建物(住宅等)への断熱・省エネ性能、再エネ設置等の義務付け・誘導などを内容としている。</p> 
9/14	<p><a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/shin_energy/keito_wg/041.html">第41回 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会／電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会 系統ワーキンググループ</a>                      出典：経済産業省ウェブサイト  <a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/shin_energy/keito_wg/041.html">https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/shin_energy/keito_wg/041.html</a></p> <p>● 議題：(1) 系統用蓄電池について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 北海道における<b>系統用蓄電池の順潮流側の課題</b></li> <li>② 系統混雑解消に向けた系統用蓄電池等の活用方策</li> <li>③ 系統用蓄電池の立地誘導に向けた更なる情報公開</li> </ol> <p>※電気事業法上、大型の蓄電池(出力1万kW以上または容量8万kWh以上)から放電する事業は発電事業に位置付けられる。</p>  <p>● 議題：(2) 再エネ出力制御の低減に向けた取組等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道、東北、中国電力 NW、四国、九州送配電、沖縄電力より<b>再エネ出力制御</b>の短期見通しと<b>再エネ設備のオンライン化</b>の状況の報告がなされた。</li> </ul>

9/20

[総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（第45回）](#)

出典：経済産業省ウェブサイト

[https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku\\_gas/saisei\\_kano/045.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/045.html)

● 議題：(1) 電力ネットワークの次世代化

・ローカル系統におけるノンファーム型接続は、22年度末頃を目途に受付を順次開始することを目指し、**適用系統・電源、出力制御方法、供給力や各種の取り扱い、混雑緩和スキーム等**について議論。

● 議題：(2) 制度的な検討を要する論点の整理(案)について

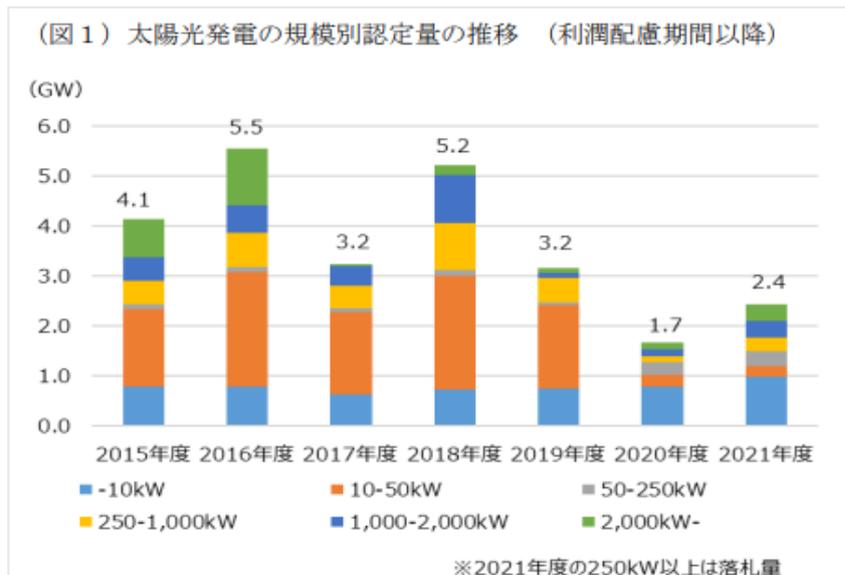
① 地域と共生した再エネの導入

再エネ発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会が開催され、**土地開発前段階、土地開発後～運転開始後・運転中段階、廃止・廃棄段階の各事業実施段階**と、横断的事項に分け論点を整理し、課題の解決に向けた具体的なアクションがとりまとめられた。

特に、**再エネ特措法を中心として制度的な対応の検討**を要する事項は、今後本小委員会並びに関係審議会にて議論を深めていく。

② 再エネの大量導入に向けて

適地の減少等に伴い、大規模案件や低圧案件の減少が顕著な状況(図1)



③ 電力ネットワークの次世代化

マスタープランについては、21年5月に中間整理をとりまとめ、22年度中の完成を目指す。

9/30

[総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議（第15回）](#)

出典：経済産業省ウェブサイト

[https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku\\_gas/saisei\\_kano/yojo\\_furyoku/015.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/yojo_furyoku/015.html)

● 議題：(1) 一般海域における占用公募制度の運用指針(改訂案)に係るパブリックコメント結果の概要

● 議題：(2) 公募における基地港湾の利用に関する考え方について

● 議題：(3) 日本版セントラル方式における調査対象区域の選定の考え方 について

※トピックスにポイントを記載

※青文字部分を Ctrl キーを押しながらクリックするとリンクされます

## 再エネ等動向調査(R4.9) トピックス

総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会合同会議 (第15回)

出典：経済産業省ウェブサイト

[https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku\\_gas/saisei\\_kano/yojo\\_furyoku/015.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/yojo_furyoku/015.html)

### 《ポイント》(1)一般海域における占用公募制度の運用指針(改訂案)に係るパブリックコメント結果の概要

○事業実現性評価、迅速性評価に関する意見多数。

### 《ポイント》(2)公募における基地港湾の利用に関する考え方について

○事業計画の予見可能性、基地港湾の効率的な利用等の観点を踏まえ、近傍の複数の促進区域において同時に**公募を実施する際の基地港湾の利用ルールを定める**ことが必要。

### 《ポイント》(3)日本版セントラル方式における調査対象区域の選定の考え方について

○案件形成の初期段階から政府が主導的に関与し、より迅速・効率的に調査等を実施する仕組みとして、「**日本版セントラル方式**」を**確立**することが必要。

### ●議題：(1)一般海域における占用公募制度の運用指針(改訂案)に係るパブリックコメント結果の概要

・パブリックコメントでは、151 者から 1,045 件の意見提出があった。(7 月 14 日～8 月 13 日実施)

・**事業実現性評価、迅速性評価に関する意見多数。**

提出者別	総意見数	1,045件(151者)
うち	事業者	801件(72者)
	個人	195件(41者)
	無記名	49件(38者)

内容別	件数
迅速性評価	136件
落札制限	66件
事業実現性評価(点数補正や配点等)	359件
基地港湾	70件
第三者委員名の公表	16件
最高評価点価格(FIP制度適用含む)	70件
選定結果の公表	20件
知事意見への地元関係者意見の反映	55件
その他(市場売電義務づけ、セントラル方式、公募期間中の接触禁止規定等)	253件

※内容別の各項目の件数には、運用指針では取り上げていない、評価基準の個々の解釈の確認等に関する意見が多数含まれている。

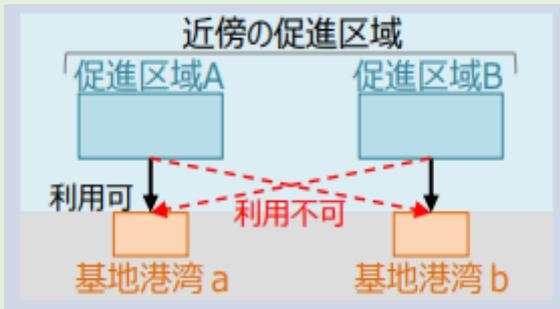
### ●議題：(2)公募における基地港湾の利用に関する考え方について

・公募では公募占用指針で示された「促進区域と一体的に利用できる港湾」(以下「基地港湾」)に限らず、他の港湾の利用を前提とした公募占用計画の提出も認めている。

・今後の公募において、既に先行事業者が基地港湾の利用を予定している基地港湾によって利用可能期間が異なるケースも想定。**近傍の複数の促進区域において同時に公募を実施する場合は複数の促進区域間の公募占用計画で基地港湾の利用期間が重複する恐れがある。**

・以上のことから、事業計画の予見可能性、基地港湾の効率的な利用等の観点を踏まえ、近傍の複数の促進区域において同時に**公募を実施する際の基地港湾の利用ルールを定める**必要がある。

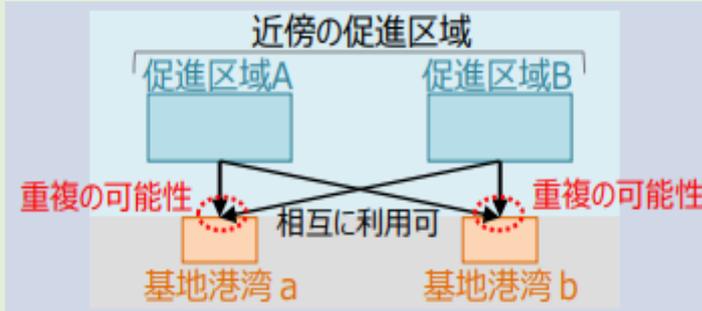
【案1】他の基地港湾の利用を認めない



＜特徴と留意点＞

- ・他の促進区域との利用重複が発生しないため、基地港湾利用の予見可能性が高い。
- ・基地港湾の利用可能期間の制約により促進区域によって運転開始時期の制約が生じる場合も想定。

【案2】他の基地港湾の利用を認め、利用重複時の選定ルールを定める



＜特徴と留意点＞

- ・基地港湾によって利用可能期間が異なる場合、相互利用を可能とすることで、基地港湾の効率的な利用や早期の運転開始が期待。
- ・基地港湾の選択により、最適な事業計画の提案が可能。

●議題：(3)日本版セントラル方式における調査対象区域の選定の考え方について

- ・洋上風力の案件形成における課題として、**複数の事業者が同一海域で重複した調査を実施し非効率であるほか、それに伴い地元漁業における操業調整等の負担が生じている。**
- ・これら弊害を解消するために、案件形成の初期段階から政府が主導的に関与し、より迅速・効率的に調査等を実施する仕組みとして、「**日本版セントラル方式**」を確立することが必要。
- ・この「**日本版セントラル方式**」の一環として、JOGMECが担い手となり、洋上風力発電事業の検討に必要な調査を実施。事業者はこの調査結果を用いて事業計画の検討を行う。(下図)

「日本版セントラル方式」における案件形成プロセスのイメージ

